



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 大 京  
代 表 者 名：代 表 執 行 役 社 長 山 口 陽  
コ ー ド 番 号：8840 東 証 第 1 部  
問 い 合 せ 先：グ ル ー プ 経 営 企 画 部 長 日 名 子 幸 一  
TEL：03-3475-3802

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 93 回定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件については、普通株式にかかる種類株主総会、および第 1 種優先株式にかかる種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を 100 株に統一するための取り組みが推進されていることを踏まえ、当社は平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、普通株式および第 1 種優先株式の単元株式数をいずれも 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本単元株式数の変更は、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の第 93 回定時株主総会、ならびに普通株式にかかる種類株主総会、および第 1 種優先株式にかかる種類株主総会において、下記「2. 株式併合について」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更について」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

#### 2. 株式併合について

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の投資単位（売買単位あたりの価格）の水準を維持するため、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

## (2) 株式併合の内容

### ①併合する株式の種類

普通株式および第1種優先株式

### ②併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主さまの所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

### ③減少株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	普通株式	843,542,737株
	第1種優先株式	10,000,000株
株式併合により減少する株式数（注）	普通株式	759,188,464株
	第1種優先株式	9,000,000株
株式併合後の発行済株式総数（注）	普通株式	84,354,273株
	第1種優先株式	1,000,000株

（注）上記「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、上記「株式併合前の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

### ④併合後の発行可能株式総数

株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数を1億1,624万株（株式併合前：11億6,240万株）に変更する予定です。この詳細については、下記「3. 定款の一部変更について」をご参照ください。

### ⑤株式併合による影響等

株式併合により、当社の発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

## (3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

## (4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）		所有株式数（割合）	
総株主	20,448名	(100.0%)	843,542,737株	(100.0%)
10株未満所有株主	167名	(0.8%)	334株	(0.0%)
10株以上所有株主	20,281名	(99.2%)	843,542,403株	(99.9%)

今回の株式併合により、所有株式数が10株未満の株主さま167名（平成29年3月31日現在、その所有株式の合計は334株です。）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生の前に「単元未満株式の買増し」（会社法第194条第1項および当社定款第9条の定めによります）または「単元未満株式の買取り」（会社法第192条第1項の定めによります）の手続きを、それぞれご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### (5) 株式併合の条件

株式併合は、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の定時株主総会、ならびに普通株式にかかる種類株主総会、および第 1 種優先株式にかかる種類株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されること、および下記「3. 定款の一部変更について」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

### 3. 定款の一部変更について

#### (1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、定款第 7 条に規定される全ての種類の株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、上記「2. 株式併合について」に記載した株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、定款第 6 条に規定される発行可能株式総数、定款第 12 条に規定される第 1 種優先株式にかかる優先配当金および残余財産の分配について変更するものであります。

#### (2) 定款変更の内容

下記のとおりです。

現行定款・変更定款案対照表（下線は変更部分を示しています。）

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) <b>第 6 条</b> 当社の発行可能株式総数は、 <u>11 億 6,240 万株</u> とし、このうち <u>11 億 5,240 万株</u> は普通株式、 <u>1,000 万株</u> は第 1 種優先株式とする。	(発行可能株式総数) <b>第 6 条</b> 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 1,624 万株</u> とし、このうち <u>1 億 1,524 万株</u> は普通株式、 <u>100 万株</u> は第 1 種優先株式とする。
(単元株式数) <b>第 7 条</b> 当社の普通株式および第 1 種優先株式の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) <b>第 7 条</b> 当社の普通株式および第 1 種優先株式の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(第 1 種優先株式) <b>第 12 条</b> 当社の発行する第 1 種優先株式の内容は、次のとおりとする。	(第 1 種優先株式) <b>第 12 条</b> 当社の発行する第 1 種優先株式の内容は、次のとおりとする。
(剰余金の配当) 1 当社は、第 38 条に定める毎年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当（以下本章において「期末配当」という。）を行うときは、第 1 種優先株式を有する株主（以下「第 1 種優先株主」という。）または第 1 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 1 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第 1 種優先株式 1 株につき、年 <u>40 円</u> を上限として、当該第 1 種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第 1 種優先配当金」という。）を行	(剰余金の配当) 1 当社は、第 38 条に定める毎年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当（以下本章において「期末配当」という。）を行うときは、第 1 種優先株式を有する株主（以下「第 1 種優先株主」という。）または第 1 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 1 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第 1 種優先株式 1 株につき、年 <u>400 円</u> を上限として、当該第 1 種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第 1 種優先配当金」という。）を行

現行定款	変更案
<p>う。</p> <p>ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>当社は、期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(第1種優先株主に対する期末配当以外の配当)</p> <p>2 当社は、第1種優先株主または第1種優先株式登録質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。</p> <p>(第1種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>3 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき400円を支払う。</p> <p>第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>(第1種優先株主の議決権)</p> <p>4 第1種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、平成16年4月1日以降、期末配当において第1種優先株主が優先的配当を受ける旨の報告事項または議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から期末配当において優先的配当を受ける旨の取締役会または定時株主総会の決議がある時まで、議決権を有するものとする。</p> <p>(第1種優先株式の併合または分割等)</p> <p>5 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>(第1種優先株式の取得請求権)</p> <p>6 第1種優先株主は、第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める取得を</p>	<p>う。</p> <p>ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>当社は、期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(第1種優先株主に対する期末配当以外の配当)</p> <p>2 当社は、第1種優先株主または第1種優先株式登録質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。</p> <p>(第1種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>3 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき4,000円を支払う。</p> <p>第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>(第1種優先株主の議決権)</p> <p>4 第1種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、期末配当において第1種優先株主が優先的配当を受ける旨の取締役会の決議がなされないときはその事業年度に関する定時株主総会から、期末配当において優先的配当を受ける旨の取締役会の決議がある時まで、議決権を有するものとする。</p> <p>(第1種優先株主への募集株式割当て等)</p> <p>5 当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>(第1種優先株式の取得請求権)</p> <p>6 第1種優先株主は、第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める取得を</p>

現行定款	変更案
<p>請求し得べき期間中、当該決議で定める条件で、当会社に対して第1種優先株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、当該第1種優先株主に対し、当該決議で定める条件で、当該第1種優先株式を取得すると引換えに当会社の普通株式を交付する。</p> <p>(第1種優先株式の取得条項)</p> <p>7 当会社は、前号に定める取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第1種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「取得条件成就日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得することができ、この場合、当会社は、当該第1種優先株主に対し、当該第1種優先株式を取得すると引換えに第1種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が、60円以上で第1種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、第1種優先株式1株の払込金相当額を当該取締役会の決議で定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>なお、上記の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。</p> <p>(第1種優先配当金の除斥期間)</p> <p>8 第39条の規定は、第1種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><b>第19条</b></p> <p>第15条ないし第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 会社法第324条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>請求し得べき期間中、当該決議で定める条件で、当会社に対して第1種優先株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、当該第1種優先株主に対し、当該決議で定める条件で、当該第1種優先株式を取得すると引換えに当会社の普通株式を交付する。</p> <p>(第1種優先株式の取得条項)</p> <p>7 当会社は、前号に定める取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第1種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「取得条件成就日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得することができ、この場合、当会社は、当該第1種優先株主に対し、当該第1種優先株式を取得すると引換えに第1種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が、600円以上で第1種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、第1種優先株式1株の払込金相当額を当該取締役会の決議で定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>なお、上記の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。</p> <p>(第1種優先配当金の除斥期間)</p> <p>8 第39条の規定は、第1種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><b>第19条</b> <u>第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2. 第15条ないし第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 会社法第324条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

### (3) 定款変更の条件

本定款の一部変更は、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の定時株主総会、ならびに普通株式にかかる種類株主総会、および第 1 種優先株式にかかる種類株主総会において、本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることおよび上記「2. 株式併合について」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

### 4. 日程

(1) 取締役会決議日	平成 29 年 5 月 15 日
(2) 定時株主総会、ならびに 普通株式にかかる種類株主総会、および 第 1 種優先株式にかかる種類株主総会	平成 29 年 6 月 22 日 (予定)
(3) 株式併合公告	平成 29 年 9 月 15 日 (予定)
(4) 1,000 株単位での売買最終日	平成 29 年 9 月 26 日 (予定)
(5) 100 株単位での売買開始日	平成 29 年 9 月 27 日 (予定)
(6) 単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
(7) 株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
(8) 定款変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

### (ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合および定款変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年 9 月 27 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の 100 株）にて行われることとなります。

以 上

(ご参考)株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A 1 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数とは、株主総会および種類株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。

今般、当社では10株を1株とする株式併合と1,000株から100株への単元株式数の変更を予定しております。

Q 2 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A 2 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を100株に統一するための取り組みを推進しています。当社におきましても、この趣旨を踏まえ、当社の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することとしたものです。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当該株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3 株主さまの株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

例	効力発生前		⇒	効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数		ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
①	3,000株	3個		300株	3個	なし
②	1,500株	1個		150株	1個	なし
③	1,385株	1個		138株	1個	0.5株
④	342株	なし		34株	なし	0.2株
⑤	7株	なし		0株	なし	0.7株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例③～例⑤のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主さまの有する端数の割合に応じて、平成29年11月下旬から12月上旬頃にお支払いいたします。

なお、例③～例⑤の株主さまは、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合(上記の例⑤のような場合)は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4 資産価値には影響を与えないのですか。

A 4 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主さまのご所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主さまがご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 5 最低投資金額への影響はありますか。

A 5 理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。

(ご参考)平成29年3月31日の終値(221円)を元にした試算

併合前 221円(株価) × 1,000株(単元株式数) = 221,000円(最低投資金額)

併合後 2,210円(株価) × 100株(単元株式数) = 221,000円(最低投資金額)

Q 6 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか。

A 6 株主さまのご所有の株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株あたりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主さまの有する端数の割合に応じてお支払いすることとなります。

Q 7 株主は何か手続きが必要ですか。

A 7 特段のお手続きの必要はございません。

なお、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主さまの有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主さまは株主としての地位を失うこととなります。

Q 8 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A 8 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主さまは、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記(※)の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9 この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが。

A 9 単元未満株式の買取り(1単元に満たない株式を当社が買い取る)のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。現在の単元株式数(1,000株)での買取ご請求は平成29年9月25日(月)まで、新しい単元株式数(100株)での買取ご請求は効力発生以降となります。

なお、証券会社に口座を作られていない株主さまは後記(※)の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。(単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください)

Q 10 株式の売買停止期間はありますか。

A 10 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位株式数(1,000株)でのお取引は平成29年9月26日(火)までとなります。平成29年9月27日(水)から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成29年9月27日(水)より株式併合の効果が反映されたものとなります。



Q11 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A11 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 22 日(木) 定時株主総会開催日

平成 29 年 9 月 15 日(金) 株式併合公告日

平成 29 年 9 月 26 日(火) 現在の単元株式数(1,000 株)での売買最終日

平成 29 年 9 月 27 日(水) 変更後の単元株式数(100 株)での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日(日) 株式併合、単元株式数変更および発行可能株式総数変更の効力発生日

※ 当社の株主名簿管理人：

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

電 話： 0120-232-711 (通話料無料)

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで (土・日・祝祭日を除く)

以 上